慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	表紙 目次
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1960
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.53, No.7 (1960. 7)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19600701--001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾経済学会

三田學會雜誌

1960年　7月号

論　説

一四世紀後半リューベック市会の構成……高村象平　1
農家経済の再生産構造と農民層の分解……常盤政治　11
——長野県諏訪市湖南地区
真志野集落を素材として——

資　料

年齢別女子労働力率の変動要因……尾崎　巌　37

学界展望

いわゆる「年功賃金制度」論……黒川俊雄　64

書　評

津田真激著『労働問題と労務管理』……中鉢正美　72
アーサー・ブリッグス編『チャーチスト研究』
F. C. メーザー著『チャーチストの時代における公共秩序』……飯田　鼎　78
中山伊知郎・南亮進共著『適度人口』……安川正彬　82
加藤寛・丸尾直美著『社会化と経済計画』……原　豊　87

新刊紹介

53巻　7号

昭和25年10月24日　第三種郵便物認可
昭和26年2月13日　国鉄特別扱承認雑誌第一九〇三号
昭和35年7月1日　発行（毎月1日発行）

昭和二十五年十月二十四日　第三種郵便物認可
昭和二十六年二月十三日　国鉄特別扱承認雑誌第一九〇三号
昭和三十五年六月一日　発行（毎月一日発行）

三田学会雜誌
昭和三十五年六月号
定価　金九〇円（八送円料）

MITA GAKKAI ZASSHI

(Mita Journal of Economics)

Vol. 53, No. 6　June, 1960

CONTENTS

page
Union-Management Relations and Joint Consultation in Japan……*K. Fujibayashi* 1
A Study on the Economic Structure of Japanese Fisheries……*R. Takayama* 8
Sir Thomas More's Social Thought Appeared in His Earlier English Works……*W. Watanabe* 23
William Godwin Bibliography (3)……*A. Shirai* 37

Survey of Academic Circles

Population and Economic Change in Late Medieval Europe……*K. Watanabe* 45

Book Reviews

The Growth of British Industrial Relations, by E. H. Phelps Brown……*K. Iida* 53
The Status Seekers, by Vance Packard……*I. Ishizaka* 59
Theory and Policy of Accounting Prices, by Abdul Qayum……*S. Furuta* 63

Published for
KEIO-GIJUKU KEIZAI GAKKAI
(The Keio Economic Society)
Editorial communications to be sent to the Editor, Keio-Gijuku Keizai Gakkai, Keio-Gijuku University, Mita, Minatoku, Tokyo, Japan.
Price 90 yen

新刊紹介

マシューズ著『景気循環』……大熊一郎 93

国際経済学会編『論争・国際価値論』……矢内原勝 93

島恭彦著『現代の国家と財政の理論』……大島通義 94

『講座・社会保障・第三巻』……藤沢益夫 95

加藤寛著『ソ連の経済成長と経済計画』……丸尾直美 96

一四世紀後半リューベック市会の構成

高村象平

一

一四世紀の後半に北ドイツの諸都市――いわゆるハンザ諸都市において、手工業者の暴動が発生した。一三四八年のケルン市、一三六五年のブレーメン市、一三七四年のブラウンシュワイク市、一三七六年のハンブルク市、一三七八年のダンチヒ市、一三八〇年および八四年のリューベック市、一三九一年のシトラールズンド市等におけるものとれである。これらの暴動の直接原因は、いうまでもなくそれぞれの都市内部における特殊事情に発するのであって、その限りにおいて別個の暴動であったわけであるが、しかしその反面に共通の原因が作用していたことは否みえない。それはデーネル教授の言葉をもってすれば、「都市行政の費用の問題が反抗を生む決定的なものであった。」(1) 換言すれば、それぞれの都市における財政窮迫、これに対処するための増税ないし新税賦課の立案、これらについて全市民の賛同要請、これを不満とする手工業者の市政参加の要求、

という一連の相類似した経過が、諸都市の暴動の共通の契機となっているのである。要するに手工業者が市政参与から遠ざけられていたことに対する不満の鬱積であった。

ハンザ諸都市における手工業者は最初から市政と絶縁していたのではなかった。リューベック都市法をもつ都市においても、当初は手工業者も市会に加わることができたのである。(2) しかし時の経過とともに所有の不均等が増大するにおよんで、富裕者（divites, Ratmannen）すなわち上層商人（meliores）だけが市政を支配するようになった。リューベックの市会選挙規則にみるように、手工業者を市会から閉めだすことが原則となったのである。ただしそのちにおいても、市民全体に関係ある重要問題の決定に際しては、市会はこれを市民集会に附議して全体の意見を徴する措置をとっていたのであって、たとえそれが形式的審議にほかならなかったとしても、(3) 一概に有産者市会の専断に終始したとはいいえないのであった。前記の増税ないし新税の課徴案に際しての市会の態度はこの慣行に副っ